

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和6年12月4日

【開催日】 令和6年12月4日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時53分～午前11時45分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部次長兼人事課長	古屋憲太郎
人事課課長補佐	福田智之	人事課人事係長	藤井貴大
人事課給与係長	長村知明	経済部長	桶谷一博
農林水産課長	臼井謙治	農林水産課農林係長	稲葉徹
建設部長	井上岳宏	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
土木課長	大和毅司	土木課課長補佐兼管理係長	壹岐雅紀
土木課主査兼用地係長	日高辰将	土木課道路整備係長	三塩泰史
都市計画課課長補佐兼都市整備係長	立野健一郎	都市計画課管理緑地係長	村上陽子
建築住宅課長	島津克則	建築住宅課主幹	石橋啓介
建築住宅課主査兼住宅管理係長	縄田誠	建築住宅課主査兼建築係長	山本雅之
建築住宅課主査	石田佳之	農業委員会事務局長	伊與木登

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係書記	末岡直樹
----	-----	-------	------

【審査内容】

1 議案第66号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について

藤岡修美分科会長 ただいまから、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元に示してあるとおりに進めてまいります。議案第66号令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）につきまして、審査番号1番、人事課担当分について執行部の説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 それでは、議案第66号令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）のうち、人件費について総括的な説明をいたします。このたびの人件費の補正は、人事異動等を踏まえて年度末を見越した人件費の調整ということになります。参考資料を御覧ください。

1 ページからは各款ごとの人件費の補正額を記載していますが、一般会計全体として説明させていただきます。4 ページの一番下、一般会計の総計を御覧ください。一般会計全体では1億1,759万9,000円を増額し、補正後の額を46億7,683万6,000円とするものです。費目ごとの補正額の内訳は、1 節報酬については、パートタイムの会計年度任用職員の増員により245万6,000円を増額するものです。

2 節給料については、育児休業を取得している職員が20名程度いることからその給料の調整等により3,717万9,000円を減額しています。

3 節職員手当等については、育児休業職員による減はあるものの、今年度の勸奨退職者等が13名程度いることから退職手当を約2億300万円増額した結果、全体としては1億6,917万4,000円の増額となります。次に4 節共済費については、育児休業等に係る給料の減額により、全体としては1,290万1,000円の減額になります。

8 節旅費については、パートタイムの会計年度任用職員の通勤手当相当部分について勤務実績から388万8,000円を減額するものです。最後に18 節職員福祉費については6万3,000円を減額するもので、職員数の減に伴う調整です。続いて歳入について説明します。予算書の17 ページを御覧ください。21 款5 項3 目の2 節総務費雑入の退職手

当他会計負担金1,122万2,000円の増額は、市長部局で退職する者のうち、病院で勤務期間があった者はその在職期間に応じて病院で退職手当の一部を負担していただくことになるため、その負担金分を計上するものです。説明は以上でございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

中島好人委員 かなり職員手当が増えてきているので、職員の負担が重くなっているんじゃないかと思います。そうすると、人員を増やすという方向にはならないのでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 このたび職員手当が増えておりますのは、主に退職手当の増によるものでございます。職員の数ということ言えば、今年度4月1日現在で、全会計で言えば正規職員が479名となっております。昨年度と比較して7名ほど増員をしているということでございます。これは定年延長制度もございますので、昨年度は定年退職者がいなかったわけですが、そういった年においても一定数は採用していくというような計画もしておりますし、あと当然業務量に応じてしっかりと仕事をしていく人員を確保するという観点から増やしているということでございます。

宮本政志委員 さっきの説明で、職員手当では13人が勧奨退職と言われましたか。もう1回説明してもらっていいですか。

長村人事課給与係長 勧奨退職も含めて13名ということですか。年度の途中で3名退職されており、含めて13名ということになります。

宮本政志委員 勧奨退職は、一般企業で言ったら言葉が逆だけど、退職勧奨と

一緒なのか。つまり、解雇ではなくて、一般論で言ったら一身上の都合で自分から辞めますと。退職勧奨ならいろいろな理由の下に辞めちゃったらどうですかって、民間ならこれは肩たたきみたいだけど、公務員の場合もそういう意味合いと一緒にですか。

古屋総務部次長兼人事課長 勧奨の退職制度というのは、新陳代謝を促して組織を活性化する目的で国も導入しているものでございまして、45歳以上の職員が対象となってまいります。募集期間があつて、こちらからということではなくて、本人の申請により退職されるということになりまして、退職手当が年に3%加算されるという制度となっております。

宮本政志委員 さっきの中島委員の質疑にもあつたけど、当初481人じゃなかったですかね。さっき479人って言われたけど、当初より2人減っているということなら。

古屋総務部次長兼人事課長 当初予算上は481人で組んでおりましたけども、3月末で急遽2名が自己都合で退職したというのがありますので、4月1日現在では479人ということですよ。

宮本政志委員 ということは、さっき中島委員は、人を増やしていくんですかという方向で入ったけど、例年で言ったら、退職時期が、要は2年に1年ずつ増えるから、僕が昭和44年生まれの55歳だから恐らく65歳なのかな。2年ごとに増えるわけやから。定年退職者が増えるときもあれば減るときもある。その辺の増減は毎年一定じゃないだろうけど、全体的には普通退職も含めた退職者の割合っていうのは、480人に対して本市はどうなのか。割と多いんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 退職者は年によっても違うということにはなりません。今年度はかなり多くて、昨年度末は定年退職者の方はいなかったんですけども、1年延びたということで、17名が退職されるということ

になります。これは年によって大きく変動するというところでございます。

宮本政志委員 さっきの中島委員の質疑が重要だけど、1階に行っても2階に行っても、職員の方々は忙しそうにしているし、今回のこの補正に関してから離れてはいけないけど、来年度以降は大丈夫ですか。

古屋総務部次長兼人事課長 きちんと人事ヒアリング等もして各課の仕事量を踏まえて人員配置は行います。今年度も7名増やしております。今年度はかなり退職者が多いですけども、そのことを踏まえての採用計画、今も社会人枠の採用なども追加で行っておりますので、きちんと仕事を回していける体制で人員を確保するというところでございます。

矢田松夫委員 この中には時間外勤務手当が具体的に出されていないんですけど、全体的に見るとだんだんこの時間外勤務手当というのが増えつつあります。先ほどこの委員会の中でも定数を増やさないのかということもありましたが、これらについての関係があるかどうかですね。

古屋総務部次長兼人事課長 このたび時間外勤務手当は、一般会計で言えば約2,500万円増額させていただいております。これは今年度も災害が多かった等々がございまして、昨年度はこの時期で約3,000万円増額させていただいております。補正後の予算額で比べると、一般会計でいえば昨年度と比べて約1,300万円減っております。これは年によって、災害の規模といった要因にもよるため一概には比較できませんけど、ただ、今年度7名の正規職員を増やしましたので、ルーティン的な業務にかかるような時間外というのは間違いなく減っているだろうと思っております。夜遅くまで残っている職員の数も減っておりますし、土日に出てくる職員も、去年と比べるとかなり減っているということでございます。できるだけ時間外を減らすようにということで、各課でも役割分担等も見直しながら業務させていただいておりますので、そういった効果は出ていると考えております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。ここで職員入替えのため、暫時休憩といたします。

午前 11 時 5 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

藤岡修美分科会長 それでは、分科会を再開いたします。審査番号 2、農業委員会、農林水産課所管部分について、執行部の説明を求めます。

伊與木農業委員会事務局長 一般会計補正予算（第 5 回）農業委員会分の人件費を除く歳出予算補正について御説明いたします。補正予算書 48 ページから 51 ページを御覧ください。6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、10 節需用費を 4 万 4,000 円減額いたします。減額補正の理由といたしましては、地域計画策定緊急対策事業費補助金に係る県からの当初配分額が予定を下回ったことから、歳出を抑制した結果、余剰を生じたものです。なお、特定財源として当該県補助金が充てられていたことから、補正額の財源内訳欄にありますように、財源構成の変更を行っております。地域計画の策定事務の内容及び歳入につきましては、後ほど農林水産課から、一括して御説明申し上げます。

臼井農林水産課長 一般会計補正予算（第 5 回）農林水産課分について、歳出予算から御説明いたします。補正予算書 50 ページから 53 ページを御覧ください。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費を 111 万 5,000 円増額し、補正後の額を 2,432 万 9,000 円とするものです。増額の理由といたしましては、地域計画の策定事務に対し、県補助金の追加配分があり、歳出に充当するものと、農業者が単県事業

に取り組むこととなったことが補正するもの2点です。まず、地域計画策定に係る内容について御説明いたします。令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村は、地域農業経営基盤強化促進計画、通称、地域計画を策定することが義務づけられました。地域計画では、10年後に目指すべき農地の効率的、総合的な姿を明確化する目標地図の素案を作成するとともに、地域における農業の将来の在り方、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を達成するために取るべき必要な措置等を定めることで、課題であった農地の担い手への集積、集約を進め、農業従事者が著しく減少している状況下でも、将来における地域農業を確かなものにしていこうとするものです。昨年度から関係者による協議の場を市内24か所で設置、開催し、目標地図の素案や計画の記載内容に係る御意見等をお伺いしております。まだ数か所の協議を残しておりますが、頂きました御意見を集約し、今年度末までに計画を策定、公表する予定としております。申し上げましたように、法改正に伴う事務でありますので県を介しまして経費の一部が補助される仕組みとなっており、当初予算に計上しておりましたがこのたび追加配分されることとなりましたので、御覧のとおり、時間外勤務手当、消耗品費及び通信運搬費を増額補正するものです。次に、単県事業、地域農業資源イノベーション促進事業について御説明いたします。新規就農者等が中古の農機や施設を改修して営農を開始するモデル的取組の実証経費を、市町を經由して支援、経費の3分の1を補助する事業です。このたびは埴生地域で営農されている株式会社エスケイサービスが中古のユニットハウス1棟と中古トラクター1台を購入する予定であり、その経費の一部、104万3,000円を補助するものです。歳出の説明は以上です。続きまして、歳入の説明に移ります。補正予算書14、15ページをお開きください。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金を107万1,000円増額し、補正後の額を8,332万6,000円とするものです。先ほど申し上げました農林水産課分の歳出の増額に農業委員会の歳出減額分を加算した額が計上されております。説明は以上です。御審査のほどよろし

くお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。なお、資料のほうも皆さん確認されていると思うので、含めて質疑を受けたいと思います。まず、補正予算書の48ページ、49ページ、農業委員会費。

宮本政志委員 48ページにある県支出金の農業委員会費と、50ページにある農業振興費の県支出金、それぞれ配分によってと言われたんですけど、細かいところはいいとして、県は各市町に対してどのような配分をされていますか。

稲葉農林水産課農林係長 県からの配分ということで、配分の前にまずこの地域計画策定推進緊急対策事業に対して、各市町に要望調査が行われます。それに基づいて県から配分ということで、県は国からの配分に基づいて各市町に割り振りをしている状況です。このたび当初予算で資料の地域計画策定緊急対策事業ということで、資料を用意させていただいております。当初予算額のところに記載の金額が、当初市から県に要望した額となったんですが、その右側に令和6年3月に内報額とあります。これが県から配分された額となっております。当初の要望額よりも若干減りました。その後、令和6年9月に追加要望がありますかということで調査があり、要望いたしまして、9月に内示があったためこのたび増額するものです。県からどのように配分されているかというところは、詳しくは分かりませんが、国から県に配分されて、県から各市町に配分されている状況でございます。

矢田松夫委員 今の資料の関係で当初予算43万円って出たよね。その下に、農業委員会のピンク色というか、赤色というか、当初予算で7万4,000円はどこにあったんですか。何でこれを資料として引っつけたのかがよく分からないから説明してください。

稲葉農林水産課農林係長 今、矢田委員から御質問がありました件につきましては、この地域計画策定推進緊急対策事業というものが、地域計画の策定は農林水産課と農業委員会が協力して行うものでして、この事業自体が農業委員会分も合わせて農林水産課から一本で、県に申請する形となっております。今、言われた農業委員会の7万4,000円については当初予算の消耗品費に計上されているものでございます。

矢田松夫委員 今回の補正で地区を分けて既にやったところと新たにやるところで、いわゆる人件費の、職員の通信運搬とか消耗品とか会場の借上げでお金が要るから幾らか増やしたということですが、これは順調に行くんですか。令和5年度も済んだところで、今回新たに令和6年度の予定のところで、残りの4か所も予定どおり補正で組まれたんだから、もうできるということですか。

稲葉農林水産課農林係長 今、御質問がありました件につきましては、令和5年度から地域の話合いということで協議の場を開催しております。先ほど課長の説明にありましたとおり、24か所のうち3か所を残しております。この補正後の金額につきましては、残りの3地区だけでなく、地域計画の協議の場の取りまとめ、それから、その後の地域計画の策定に係る時間外、また協議の場の取りまとめたものを、また地域の方に郵送で送る切手代ということで補正を計上しております。順調に進んでいるかということですが、計画どおりに協議の場を開催しております。今後の予定といたしましては、2月下旬までに協議の場の取りまとめと地域計画の案を策定し、関係機関である美祢農林、農協、農業委員会、土地改良区等の方にまた意見聴取して、3月上旬から公告縦覧し、3月末に決定公告という形で策定に取り組んでいる状況です。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑な

しと認めます。

矢田松夫委員 さっき説明がイノベーションとかありましたよね。もう委員の人は質疑がないんだろうか。

藤岡修美分科会長 矢田委員からはありますか。

矢田松夫委員 今回、埴生の干拓の方に中古機械の補助金を出すってことですが、大体の原価はどれぐらいですか。農業用機械の場合、3分の1が補助対象ですね。150万円の上限があるんですけど、さっき言った104万円ということになると、3分の1で104万円といたら、原価はどれぐらいになるんですかね。104万円の補助金で、機械の上限が150万円でしょう。でも、補助対象経費は3分の1以内ですね。

稲葉農林水産課農林係長 今、御質問の件ですが、中古のユニットハウスが施設の区分になりまして、補助の上限額が3分の1で上限500万円となっております。このたびエスケイサービスから要望のあったユニットハウスにつきましては、事業費が約250万円の3分の1が補助、あとトラクターについては、機械の区分で、3分の1補助で上限が50万円です。トラクターについては約60万円の3分の1補助となっております。

矢田松夫委員 それともう一つはこの対象者です。基本的に新規就農者ということでしたが、その説明があったんですかね。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの事業につきましては、今年度に単県事業として出来上がったもので、新規就農する際に初期投資等がかなりかかるということで、そういったことを軽減するために遊休資産を有効活用しながら経費を抑えていくということがメインの目的となっております、対象としては新規就農者、または担い手等と要綱で定められております。

矢田松夫委員 結論を言ってくださいね。支援の対象者はどうか。今、言ったように、新規就農者あるいは準ずる者だけど、新規就農者ではなかったですよ、それに準ずる者ですよと。どちらか分けてください。

稲葉農林水産課農林係長 こちらにつきましては、新規就農者、認定新規就農者が対象ですし、認定農業者についても対象となります。こちらが県のポイント制となっておりまして、新規就農者と認定農業者で、その点数に差があるということで、そのポイントが高いところから、県のほうから採点されて、採択されることになっております。

中島好人委員 資料の関係です。この新規地域農業支援リノベーション促進事業で6,340万円を組んでいますけども、この辺の説明がなかったので、もう少し内容について説明してもらえたらと思います。

稲葉農林水産課農林係長 こちらの資料につきましては、県の資料をつけさせていただいております、6,340万円の内訳については、今は申し上げられないですが、ソフト事業とハード事業に分かれておりまして、県の予算として6,340万円ほど予算を計上しているということになります。

中島好人委員 県が6,340万円でしょう。市は3分の1の補助割合となっているけども、その辺の関係はどうなんですか。

臼井農林水産課長 市の持ち出しはございません。いわゆるトンネル事業ということで、県費が入ってきたものをそのまま補助するというものでございます。

福田勝政委員 地域農業支援継承促進事業の中で、広域情報推進とは、どういふ方が選べるのか教えてください。

臼井農林水産課長 上段の地域農業資源継承促進事業は今回の予算の内容ではございません。

藤岡修美分科会長 今回の補正予算の中身ではないということです。

福田勝政委員 具体的にはどういう仕事をするんですか。

藤岡修美分科会長 福田委員、今回の審査対象ではないです。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終わります。ここで職員入替えのため、暫時休憩といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

藤岡修美分科会長 それでは、分科会を再開いたします。議案第66号令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について、建設部所管部分の説明を求めます。

大和土木課長 それでは、議案第66号令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について、土木課分を御説明いたします。補正予算書60、61ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、4目道路新設改良費、22節償還金、利子及び割引料の補正予算について御説明いたします。償還金に係る補正になりますが、こちらは、山陽小野田市通学路交通安全プログラムに基づく通学路安全対策事業として、現在事業中であり、市道片山梅田線において、令和4年度に概算請求した社会資本整備総合交付金について、事業完了実績により交付金の受入れの超過があったことから、国に償還する予算であります。こちらは、市道片山梅田線通学路安全対策事業を進めるに当たり、必要となる

事業用地の取得において、令和4年度中の契約の見込みで国に請求をしたものの、用地の取得を予定していた1件が、土地名義に相続が発生しており、その相続に係る手続に時間を要し、令和4年度中の用地の取得ができなかったことから、この用地取得費に相当する交付金の9万9,000円を償還するために補正するものです。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは、引き続きまして都市計画課から、5項都市計画費の補正について説明いたしますので、補正予算書62、63ページをお開き下さい。8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、18節負担金、補助及び交付金、公共下水道事業負担金362万1,000円の減額、公共下水道事業補助金18万円の増額、23節投資及び出資金、公共下水道事業出資金171万1,000円の増額につきましては、人事異動に伴う人件費の調整によるものです。2目緑地公園費、17節備品購入費、機械器具費410万円につきましては、江汐公園の管理事務所にエアコン2基を設置するものです。これにつきましては、参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。エアコン2基の設置場所については、一般の公園利用者が利用されるスペースで、休憩ホールと展示コーナーのあるホールです。またキュービクルから管理事務所までの電源の引き込みも併せて行います。近年の猛暑により、公園利用者と指定管理者からの設置要望がありましたので、来年の夏までにエアコン設置を完了したいことからこのたびの補正予算での計上とさせていただきます。次に財源の説明をさせていただきますので、8ページの地方債補正を御覧ください。このたびの410万円につきましては、全て公園整備事業債としておりますので、補正前の1,200万円から補正後の1,610万円としております。次に7ページを御覧ください。第2表の繰越明許費についてですが、エアコンの納品から設置まで、年度内に完了しないことから410万円全額を繰越しとさせていただきます。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

島津建築住宅課長 それでは、続きまして建築住宅課分を御説明します。補正予算書の7ページを御覧ください。このたびの補正は、第3表、債務負担行為に、叶松団地建替整備事業関連経費として令和6年度から令和7年度まで限度額135万6,000円を設定するものです。これは、令和7年度に解体を予定しております叶松団地内の電柱や架線について、令和7年度早々に中国電力及びN T Tに電柱の撤去、移設工事を行ってもらうために、今年度中に契約を締結しておく必要があることから、債務負担行為を設定するものです。具体的には、お配りしている資料を御覧ください。解体予定の叶松団地の中央部分に3本のコンクリート製の電柱があります。これが団地の解体工事の支障となることから、団地の解体に先立ち、これを撤去し、必要な架線については移設していただきます。所有者である中国電力、N T Tと交渉し、見積りを徴取しておりますが、契約後、工事を実施するまでに最低2か月の期間を必要とするとのことから、新年度に入ってから契約となりますと、解体工事の支障となるおそれがあります。このため、債務負担行為を設定し、今年度中に契約を締結するものです。なお、電柱の撤去、架線の移設工事は来年度となるため、今年度の支出はありません。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。資料もありますのでその辺を踏まえて、補正予算書のページを追って、質疑を受けたいと思います。まず60ページ、61ページ。道路新設改良費、土木課分の説明です。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、都市計画課分で江汐公園の管理棟の空調等の説明がありました。

矢田松夫委員 今回410万円で、資料を見るとキュービクルを修繕するのかなと思ってね。今言ったように空調機を2基つけるなら、その2基の写真のほうに分かりやすかったっていうのかね。キュービクルはどこでどういうふうにして410万円の工事に使うのかなと思って探しました。

だからそれは一言言っておきます。さっきこれについては確かに指定管理者、あるいは利用者からの声があったと言うけど、本来と変わるんだけど、まだほかにも修繕や修理するところはたくさんあります。これが済んだら次にやるところっていう計画はあるんですか。例えば便所とか、つり橋の辺とか、斜めの階段とか、議案と予算とは関係なくて、ついでに質問したいんですが、ありますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 初めの質問についてですが、お配りしております参考資料に、こちらの取付けエアコン（参考）という形で、姿図を見せております。これを2基つけると御理解いただきたいと思います。それから、江汐公園での大規模な修繕については、特別今予定しているものはありません。臨機応変に対応していきたいと考えております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、建築住宅関係、叶松団地の建替整備事業債務負担行為の説明がありましたけども、その辺り資料も踏まえて、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終わります。それでは、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を閉会いたします。

午前11時45分 散会

令和6年（2024年）12月4日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤岡修美